

3

くらし・安全・住宅

(1) くらし・安全

AED（自動体外式除細動器）の設置

区役所をはじめ、文化・教養施設、スポーツ施設、保健・福祉施設、高齢者施設、児童施設、教育施設などの区の施設にAEDを設置しています。

▶ AEDとは：心臓の突然の停止（心室細動）の際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器のことです。

施設一覧	区ホームページに掲載しています。 (ページ番号 1002451) https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/iryokikan/aed/	
------	--	---

お問合せ	健康推進課 地域保健係 ☎ 3579-2821
------	----------------------------

高齢者等宅でのごみの戸別収集

区では、ごみ集積所にごみを出すことが困難な高齢者・障がい者の方を対象に、玄関先からごみを収集する戸別収集を行っております。世帯全員が介護保険の認定者または障がい者である等、一定の条件がありますので、詳しくは清掃事務所までお問い合わせください。

お問合せ	①板橋東清掃事務所 ☎ 3969-3721 管轄している地域：②以外の地域
	②板橋西清掃事務所 ☎ 3936-7441 管轄している地域：赤塚、赤塚新町、新河岸、大門、高島平、徳丸、中台、成増、西台、三園、四葉、若木地域

- ▶ ひとりぐらし高齢者見守りネットワーク → P43
- ▶ 高齢者見守りキーホルダー → P43
- ▶ 高齢者安否確認コール → P44
- ▶ 緊急通報システム → P44
- ▶ サポートぬくもり（会員制の住民参加型有料在宅福祉サービス） → P48

「広報いたばし」入手方法

「広報いたばし」は、毎月第1～4土曜日（一部の合併号を除く）に発行し、新聞折り込み（朝日・産経・東京・日経・毎日・読売の日刊6紙）のほか、次の各施設・サービスで配布しています。

【配布場所など】

- 区施設（区役所・地域センター・図書館・体育館など）
 - 区内各駅の配布スタンド
 - 区内公衆浴場
 - 区内病院（病床数20床以上・一部を除く）
 - イオン板橋ショッピングセンター・イオンスタイル板橋前野町、ダイエー西台店、無印良品 板橋南町22、コモディイイダ・よしや・ライフ・セブンイレブン・ファミリーマートの区内各店舗
 - 東京信用金庫板橋支店
 - 区内新聞販売店（上記、日刊6紙の販売店）
 - 区ホームページ（PDF版・テキスト版）
- ※スマートフォンなどで利用できる行政情報アプリ「マチイロ」
・多言語対応アプリ「カタログポケット」・電子チラシサービス「Shufoo!（シュフー）」でも配信しています。

詳しくは区ホームページ（ページ番号1007857）をご覧ください。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/koho/1007857.html>



「広報いたばし」無料送付サービス

「広報いたばし」を自宅に無料でお送りします。

対象	次の全ての要件を満たす方 ・区内在住 ・新聞（朝日・産経・東京・日経・毎日・読売）を未購読 ・高齢・障がいなどにより、施設へ取りに行くことが困難 ・インターネットを使うことができない
申込方法	・申込書を郵送またはFAXで、広聴広報課広報係へご提出ください。 ※申込書は、郵送またはFAXでお送りしますので、まずはお問い合わせください。
お問合せ	広聴広報課 広報係 ☎ 3579-2022 FAX3579-2028

投票に関する支援

①郵便等投票制度

郵便等投票は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちの方が、その等級や要介護状態区分により、選挙の際に郵送（郵便又は信書便）で投票できる制度です。事前の申請が必要です。

②投票所への移動に関する介護保険サービス

介護保険の「要介護」・「要支援」の認定を受けている方で、自宅から投票所までの移動（外出）が困難な方は、移動（外出）について介護保険サービスが受けられる場合があります。ご利用の際には、介護支援専門員（ケアマネジャー）による心身の状況のアセスメント及びケアプランの位置づけ等を行う必要があります。介護保険サービスの利用をご希望される場合は、必ず事前に担当ケアマネジャーへご相談ください。

お問合せ	①選挙管理委員会事務局 ☎ 3579-2681 ②担当のケアマネジャーへご相談ください。
------	---

成年後見制度

認知症などで判断能力が不十分になった方の財産管理や契約、遺産分割などを法律的に支援する制度を「成年後見制度」といいます。

成年後見人等は家庭裁判所に親族等が後見等開始の審判の申し立てをすることで選任されます。

お問合せ	社会福祉法人板橋区社会福祉協議会 権利擁護いたばしサポートセンター ☎ 5943-7070
	おとしより保健福祉センター 特別援護係 ☎ 5970-1115

高齢者の運転免許自主返納

運転免許を自主返納し、『運転経歴証明書』の申請を行った方は、各種加盟店より優待サービスを受けることができます。

自主返納の申請は、都内の運転免許試験場、運転免許更新センター、お近くの警察署で行うことができます。

お問合せ	板橋警察署 交通総務係 ☎ 3964-0110
	志村警察署 交通総務係 ☎ 3966-0110
	高島平警察署 交通総務係 ☎ 3979-0110

(2) 住 宅（自宅に住み続けるために）

住宅設備改修費の助成

65歳以上で、介護の予防や介護負担の軽減、自立した生活の支援を目的として住宅の改修が必要と認められる方に、住宅設備の改修費を助成します。（工事着工後の申請はできません。事前の相談が必要です。）

改修種目		対 象	助成限度額 ※自己負担は表の下に記載
介護予防 住宅改修	①手すりの取付け ②段差の解消 ※浴槽の取替えを除く ③すべりの防止及び移動の円滑化等のための床材の取替え ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え	○非該当の方 （認定から1年以内） ○介護予防が必要と認められる方	①～⑤の 見積合計額 10万円まで
住 宅 設 備 改 修	浴槽の取替え	○介護予防が必要と認められる方 ○要支援1・2 ○要介護1～5の方	20万円まで
	流しまたは洗面台の取替え ※原則、車いすのまま利用できるものに取り替える 場合に限る	○要支援1・2 ○要介護1～5の方	15万円まで

○自己負担は、助成限度額内において、次のとおりです。

(1) 生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯：無料

(2) 住民税非課税世帯：見積額の1割

(3) 住民税課税世帯：見積額の3割

※いずれの場合も、助成限度額を超えた部分も自己負担となります。

お問合せ	おとしより保健福祉センター 介護普及係 ☎ 5970-1120
------	------------------------------------

住宅リフォーム支援事業

区民の円滑なリフォームを支援するために、区内のリフォーム支援登録事業者の情報を提供しています。また登録事業者を利用してリフォーム工事を実施し、区と協定を結んでいる金融機関でリフォームローン組んだ場合は、金利優遇を受けられます。（既存木造住宅の耐震化や住宅のバリアフリー化を含むリフォーム工事も対象となります。）

お問合せ	住宅政策課 住宅政策推進係 ☎ 3579-2186
------	------------------------------

木造住宅の耐震化促進助成

平成12年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震化に係る費用や、除却工事（解体）費用の一部を助成します。（自己負担あり。既に耐震診断や耐震補強工事などを終えた建物は助成対象外。除去・耐震シェルター・建替え工事は昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅のみに適用）

助成メニュー	対象建物	対象となる方	助成限度額 (65歳以上の場合)
耐震診断	2階建以下	<ul style="list-style-type: none"> ・建物を所有している個人 ・区民税等の滞納がない者 	助成率 1/1 上限額 10万円 （除却工事に限る）
除却工事 (解体工事)	耐震診断の結果 「倒壊する可能性 がある」と 診断された建物		助成率 1/1 上限額 25万円
補強設計			助成率 1/3 上限額 50万円
耐震改修工事			助成率 1/1 上限額 8.5万円
耐震シェルター 等設置工事			※1 助成率 9/10 上限額 220万円 ※2 助成率 2/3 上限額 160万円
		・上記に加え、世帯全員の 所得合計が年間200万円以下	助成率 1/2 上限額 15万円

※1 昭和56年5月31日以前に建築された建築物

※2 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された建築物

※このほかにも要件がありますのでお問い合わせ下さい。また建替え工事を行う場合も費用の一部を助成しています。（地域等の指定があります。）

お問い合わせ	建築安全課 建築耐震係 ☎ 3579-2554
--------	----------------------------

3

くらし・安全・住宅



老朽建築物等対策の支援・助成

空き家や老朽建築物の問題解決に向けて最適な専門家の無料派遣や、区が周辺の日常生活に重大な支障が出るような悪影響を与えている状態と認め、特定認定した木造住宅の除却費の一部を助成します。

支援・助成メニュー	対象建物	対象となる方	支援・助成・限度額等	
専門家派遣	老朽建築物等	所有者又は管理者※	建築士、不動産鑑定士、弁護士、司法書士、行政書士等	
除却費助成	特定空き家等又は特定老朽建築物の認定を受けたもの※	建物を所有し除却しようとする個人※	接道のある敷地の場合	助成率 5/10 上限額 100万円
			接道のない敷地の場合	助成率 8/10 上限額 200万円

※このほかにも要件がありますのでお問い合わせ下さい。

お問い合わせ	建築安全課 老朽建築物対策係 ☎ 3579-2574
--------	-------------------------------

家具転倒防止器具取付費用の助成

65歳以上の方のみの世帯で、希望する方へ寝室・居室等の家具に転倒防止器具(L字型金具等)を取り付け、その費用を限度額の範囲内(調査費用9,000円・取付工事費用等13,000円)で助成します。

※限度額を超えた分は自己負担になります。

申請窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿社会推進課高齢者相談係 (区役所北館2階⑮窓口) ・おとしより保健福祉センター (60ページ参照)
------	---

※おとしより相談センター(P63)に申請書をお持ちいただくこともできます。

お問い合わせ	長寿社会推進課 高齢者相談係 ☎ 3579-2464
--------	-------------------------------

あんしん居住制度

万が一の備えとして「葬儀の実施」・「残存家財の片づけ」を行います。高齢者等とそのご家族、大家さんなどの不安を解消します。(生前・有料の契約です。)

情報入手先	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターのホームページをご覧ください。 https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/sumai/anshin.html
-------	---

お問い合わせ	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター ☎ 5989-1784
--------	---

3

くらし・安全・住宅

(3) 住 宅 (住み替えたいとき)

サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー仕様などの設備面だけでなく、安否確認などのサービス面を加えることで、高齢者が安心して暮らせる環境を整えた民間賃貸住宅です。

情報入手先	・サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムをご覧ください。 https://www.satsuki-jutaku.mlit.go.jp/ ※パソコン等を利用されない方は、下記お問合せ先へ。
お問合せ	公益財団法人 東京都福祉保健財団 ☎ 3344-8637
	介護保険課 施設整備・事業者指定係 ☎ 3579-2253

3

くらし・安全・住宅

板橋りんりん住まいのネット (住まい探しのお手伝い)

住まいの相談窓口「板橋りんりん住まいのネット」を設置し、住まいのお困りの状況にあった居住支援サービス情報の提供を行っています。

対 象	・区内に居住する高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方
お問合せ	板橋区居住支援協議会事務局 (住宅政策課 住宅政策推進係内) ☎ 3579-2186

住宅情報ネットワーク (民間賃貸住宅の情報提供)

高齢者世帯・障がい者世帯・ひとり親世帯・多子世帯の方に、東京都宅地建物取引業協会第九ブロック及び全日本不動産協会東京都本部城北支部の協力を得て、民間賃貸住宅情報の提供を行っています。電話での申し込みも可能です。

対 象	・高齢者世帯 (60 歳以上の方のみで構成される世帯) ・障がい者世帯 (身体障害者手帳 4 級以上又は精神障害者保健福祉手帳 3 級以上又は愛の手帳 4 度以上の方を含む世帯) ・ひとり親世帯 (18 歳未満の児童と父又は母のみの世帯) ・多子世帯 (同居親族に 18 歳未満の児童が 3 人以上いる世帯) (1) 板橋区内に住所を有すること (2) 自立して日常生活を営むことができること (3) 家賃を支払うことができること (4) 緊急連絡先があること
お問合せ	住宅政策課 住宅政策推進係 ☎ 3579-2186

家賃等債務保証支援

民間の住宅を借りる際、保証人が見つからない高齢者等の方に、板橋区が民間保証会社と協定を結び入居を支援します。詳しくはお問合せください。

対 象	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者（世帯全員が 60 歳以上）・ 障がい者世帯（身体障害者手帳 4 級以上又は精神障害者保健福祉手帳 3 級以上又は愛の手帳 4 度以上の方を含む世帯）・ 子育て世帯（18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある扶養義務のある子が同居する世帯）・ 被災者（地震、風水害、火災等で現に居住している住宅が被災した者）・ 低額所得者世帯（年間総所得金額から扶養控除等の額を控除した後の月平均額が 15 万 8 千円以下の世帯） <p>(1) 区内に居住していること。 (2) 区内の民間住宅に転居し、又は継続して居住すること。 (3) 緊急連絡先があること。</p>
-----	---

お問合せ

住宅政策課 住宅政策推進係

☎ 3579-2186

家賃債務保証制度

賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を、（一財）高齢者住宅財団が保証することによって入居を支援する制度です。同財団と基本約定を締結した賃貸住宅が対象となります。詳しくはお問合せください。

対 象	・ 原則 60 歳以上の方
申込方法	<ul style="list-style-type: none">・ （一財）高齢者住宅財団のホームページをご覧ください。 http://www.koujuuzai.or.jp/service/rent_guarantees/・ パソコン等を利用されない方は、下記お問合せ先へ。
お問合せ	一般財団法人 高齢者住宅財団 債務保証課 ☎ 6880-2781

3

くらし・安全・住宅

区立高齢者住宅（けやき苑）

高齢者向きの設備と生活協力員又は、生活援助員を配置した賃貸住宅です。入居者の募集は年1回（5月下旬頃）行います。なお、空室がない等の事情により、募集を行わない場合があります。

対 象	65歳以上の方で、次の要件すべてにあてはまる方 (1) 単身者であること（二世帯向けについては、65歳以上の同居親族（配偶者はおおむね60歳以上）がいること） (2) 区内に引き続き3年以上居住していること (3) 住宅に困っていること (4) 世帯の所得が定められた基準内であること (5) 申込者及び同居親族が暴力団員でないこと
-----	---

3

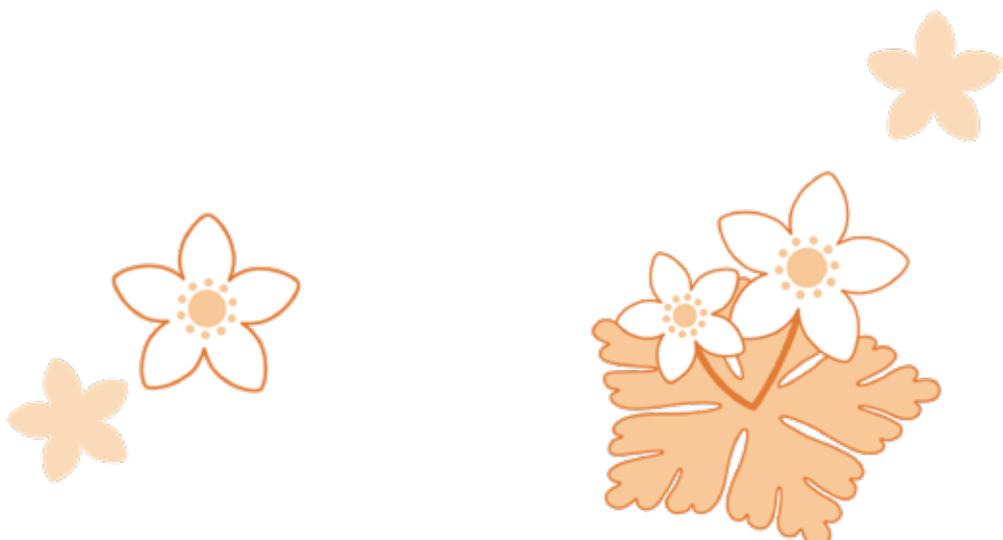
くらし・安全・住宅

< 住宅施設一覧 >

住宅施設名	住所	戸数	備考
成増けやき苑	成増4-37-1	28戸	単身者向け9戸 二世帯向け19戸
小豆沢けやき苑	小豆沢4-19-18	30戸	単身者向け20戸 二世帯向け10戸
大谷口上町けやき苑	大谷口上町84-5	23戸	単身者又は二世帯向け

※常盤台けやき苑、中台けやき苑、桜川けやき苑は、令和7年6月をもって廃止となりました。

お問合せ	住宅政策課 住宅運営係 ☎ 3579-2187
------	----------------------------



老人ホーム

住居と様々なサービスが一体化されて提供される施設です。施設の種類によって特徴、入居時の身体条件や費用などが異なります。

都内の施設の一覧は、東京都福祉局のホームページで確認できます。
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetsu/gaiyo/osagashi.html>

施設	対象・条件など	入所
養護老人ホーム	経済的及び環境上、在宅で生活することが困難な 65 歳以上の方 (身のまわりのことは自分でできる方)	区で申請を受け入所判定を行っています。
軽費老人ホーム (4 種類)	家庭環境、住宅事情などの理由により、在宅で生活することが困難な 60 歳以上の方が低額な料金で利用できます。	直接希望する施設へ
	A 型 食事の提供や日常生活上の援助が必要な方 所得制限あり	
	B 型 自炊のできる方 所得制限あり	
	ケアハウス 都市型 自炊ができない程度の身体機能の低下などがある方	
有料老人ホーム	おおむね 60 歳以上の方が利用できる、食事や生活サービスが提供される施設です。介護付、住宅型などがあります。	直接希望する施設へ
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護医療院	介護保険「施設サービス」です。 35 ページをご覧ください。	
認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	介護保険「地域密着型サービス」です。 35 ページをご覧ください。	

お問合せ	○養護老人ホーム 長寿社会推進課 高齢者相談係 ☎ 3579-2464	○軽費老人ホーム 入所相談・申込：各施設へ
	○有料老人ホーム 入所相談・申込：各施設へ 【又は公益社団法人全国有料老人ホーム協会 ☎ 3548-1077 (入居相談)】	

3

くらし・安全・住宅